

社会福祉法人埼玉医療福祉会介護福祉士実務者養成施設学則

(令和2年4月1日 制定)

改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 社会福祉法人埼玉医療福祉会（以下「法人」という。）が開設する介護福祉士実務者養成施設（以下「本施設」という。）は、要介護高齢者及び障害者の自立支援に資するケアを実践する介護福祉士の養成をめざし、本施設が実施する介護福祉士実務者研修（以下「本研修」という。）を通して、受講者の介護福祉士資格取得の支援をすることとし、もって医療・福祉の担い手として活躍し得る人材を輩出し、地域社会に貢献並びに地域包括ケアの推進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本施設の名称は、「社会福祉法人埼玉医療福祉会介護福祉士実務者養成施設」という。

(位置)

第3条 本施設は、埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地に置くものとする。

2 面接授業は、上記に所在する施設において実施する。

(修業年限)

第4条 本研修の修業年限は、原則6か月とする。ただし、修了した研修に応じて科目を免除する場合はこの限りではない。

2 6ヶ月で全科目を受講できなかった場合、在籍期間を最高2年延長して受講することができる。

(入所定員及び学級数)

第5条 入所定員は、1学級の定員を30名、学級数を1学級とする。

(養成課程及び履修方法)

第6条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、別表1のとおり添削課題による通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。

2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知（以下「国指針」という。））別表5に定める内容に準拠する。

(履修免除)

第7条 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」（平成23年11月4日社援発第1104号第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）に基づき、別表に定めるところにより履修を免除することができる。

(学年、学期及び休業日)

第8条 1 養成課程を学年及び学期とし、休業日は次のとおりとする。ただし、法人が必要と認める場合には、休業日を変更することがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 年末年始 12月29日～1月3日

(入所時期)

第9条 入所時期は、養成課程の開講日とする。

(入所資格)

第10条 入所資格は、本施設の面接授業を受講可能な範囲に住居する者であって、介護業務の実務経験を原則3年以上有し、介護福祉士の資格取得を目指す者とする。

(入所者の選考)

第11条 入所の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められるものにつき入所決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(入所手続)

第12条 入所手続は、本施設が定める受講申込書に、受講者本人であることを証明できる書類（免許証の写し等）及び介護に関する研修を修了している場合は、修了証明書の写しを添付して行うものとする。

(退学、休学及び復学)

第13条 退学しようとする者は、退学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

- 2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して就学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。
- 3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第14条 学習の評価は、科目ごとに1回以上テキストに則った課題を賦課し、その添削（A：90点以上、B：80～89点、C：70～79点、D 69点以下）を行うことにより、国指針に定める到達目標を70点以上の修得状況として確認し、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。

- 2 介護課程及び生活支援技術については、介護課程Ⅲにおける面接授業を通して評価する。
- 3 面接授業の場合において、授業開始から15分遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第16条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接授業の全てに出席し

ていない者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしていない者は、履修認定しないものとする。

4 本研修の総合的な習得度の評価は、介護課程Ⅲにおいて行うこととし、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。

5 本研修を修了した者には、修了証明書を交付する。

(受講料)

第15条 本研修の受講料は、第7条及び第12条に規定する受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて、別表3に定めるとおりとする。

2 既に納入された受講料については、原則として返還しない。ただし、法人が特別な事由があると認めたときはこの限りではない。

(補講)

第16条 やむを得ない事情で面接授業を欠席した場合は、有料にて補講を受講することにより、当該科目を受講したものとみなす。

2 補講にかかる費用は、別表4に定めるとおりとし、受講者の負担とする。

(教職員の組織)

第17条 本施設に、施設長、専任教員、介護課程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員をおく。

(賞罰)

第18条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒処分をすることができる。

- (1) 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、受講生としての本分に反した者
- (3) その他法人が不適切と認めた者

(最小催行人数)

第19条 この講座の最小催行人数は5名とし、それ以下の場合は中止とする。この場合の受講料は、全額返還する。

(個人情報の保護)

第20条 法人が知り得た受講予定者及び受講者に係る個人情報は、法人の定める個人情報に関する規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

2 受講生は、受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第21条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合は、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講生の不利益にならないよう最善の措置を講ずるものとする。

(その他の事項)

第22条 この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、法人が別にそれを定める。

附 則

この学則は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日より施行する。

別表 1

科目及び履修方法

指定規則に定める科目及び時間数	研修時間数	履修方法
人間の尊厳と自立 (5)	時間 5	テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、本施設が提示する課題に回答させ、通信指導及び添削指導により履修する。
社会の理解Ⅰ (5)	5	同上
社会の理解Ⅱ (30)	30	同上
介護の基本Ⅰ (10)	10	同上
介護の基本Ⅱ (20)	20	同上
コミュニケーション技術 (20)	20	同上
生活支援技術Ⅰ (20)	20	同上
生活支援技術Ⅱ (30)	30	同上
介護課程Ⅰ (20)	20	同上
介護課程Ⅱ (25)	25	同上
こころとからだのしくみⅠ (20)	20	同上
こころとからだのしくみⅡ (60)	60	同上
発達と老化の理解Ⅰ (10)	10	同上
発達と老化の理解Ⅱ (20)	20	同上
認知症の理解Ⅰ (10)	10	同上
認知症の理解Ⅱ (20)	20	同上
障害の理解Ⅰ (10)	10	同上
障害の理解Ⅱ (20)	20	同上
医療的ケア (50) 喀痰吸引及び経管栄養演習	50 必要回数	同上 面接授業にて履修する。
介護課程Ⅲ (45)	45	面接授業にて履修する。
合 計	450	

別表 2

他研修等の修了認定に基づく履修免除

科 目	時間数	介護職員 初任者 研修	生活援助 従事者 研修	介護に関 する入門 的研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他 全国研修
					1 級	2 級	3 級		
人間の尊厳と自立	5	免除	免除		免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅰ	5	免除	免除		免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅱ	30				免除			免除	
介護の基本Ⅰ	10	免除	免除		免除	免除		免除	
介護の基本Ⅱ	20				免除	免除		免除	
コミュニケーション技術	20				免除			免除	
生活支援技術Ⅰ	20	免除			免除	免除	免除	免除	
生活支援技術Ⅱ	30	免除			免除	免除		免除	
介護課程Ⅰ	20	免除			免除	免除		免除	
介護課程Ⅱ	25				免除			免除	
こころとからだのしくみⅠ	20	免除			免除	免除		免除	
こころとからだのしくみⅡ	60				免除			免除	
発達と老化の理解Ⅰ	10				免除			免除	
発達と老化の理解Ⅱ	20				免除			免除	
認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除	免除	免除			免除	認知症実 践者研修
認知症の理解Ⅱ	20				免除			免除	認知症実 践者研修
障害の理解Ⅰ	10	免除	免除	免除	免除			免除	
障害の理解Ⅱ	20				免除			免除	
医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養演習	50 必要回数								喀痰吸引 等研修
介護課程Ⅲ	45							免除	
合 計	450	320	410	430	95	320	420	50	

別表 3

受講料

受講予定者の有する資格		受講料（税別）
無資格者		120,000円
訪問介護員養成研修修了者	3級課程	115,000円
訪問介護員養成研修修了者	2級課程	90,000円
訪問介護員養成研修修了者	1級課程	60,000円
介護職員初任者研修修了者		90,000円
介護職員基礎研修修了者		25,000円

※テキスト代、eラーニング利用料は別途請求する。

別表 4

補講にかかる費用

受講料（税別）
1時間あたり 2,000円